

事務連絡  
令和3年11月2日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
総務部

### 今後の催物の開催制限等の取扱いについて

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況に応じた催物の開催制限等の取扱いについては、令和3年9月30日をもって全ての都道府県において緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除されたことを踏まえ、10月末までは従前の開催制限を維持する経過措置期間とされ、11月以降の取扱いは別途通知するとされていたところ、今般、新型コロナウイルス感染症対策推進室長より国土交通省自動車局を通じ、11月1日以降においても当面の間は現在の開催制限を維持する、との事務連絡がありました。

現在、現行の上限人数を上回る人数等でのイベント実施を可能とする方針の下、催物の開催制限について見直しが行われており、見直しまでの当面の間は現在の開催制限を維持するとのことです。

各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

#### 《添付資料》

- ・国土交通省自動車局 事務連絡（令和3年10月29日付け）  
「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」
- ・別添 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡  
「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」